

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品コード) : ミッションパワーシールド (記号: MPS・品番: G133)
 会社名称 : 株式会社 和光ケミカル
 住所 : 神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1
 電話番号 : 0465-48-2211(代)
 FAX 番号 : 0465-49-1951
 緊急連絡電話番号 : 技術部(電話: 0465-48-8114)
 推奨用途及び使用上の制限 : ミッションオイル・ATF 等の漏れ防止
 作成日 : 2014年10月1日 (2022年4月1日 改訂第3版)
 整理番号 : G133-J03

2. 危険有害性の要約

GHS 分類
 急性毒性(吸入) 区分4
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B
 生殖細胞変異原性 区分2
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1
 水生環境有害性 短期(急性) 区分3
 ※記載のないものは区分に該当しない、または分類できない

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- H332: 吸入すると有害
- H320: 眼刺激
- H341: 遺伝性疾患のおそれのうたがひ
- H371: 肺の障害のおそれ
- H372: 長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚の障害
- H402: 水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

- P201: 使用前に取扱説明書や、商品に関する資料・表示内容等を確認すること。
- P202: 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P260: 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P264: 取扱い後は石けんで手をよく洗うこと。
- P270: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271: 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P273: 環境への放出を避けること。
- P280: 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

- P304+P340: 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338: 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P311: ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- P314: 気分が悪いときは医師の診察/手当てを受けること。
- P337+P313: 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。

【保管】

- P405: 施錠して保管すること。

【廃棄】

- P501: 内容物/容器を国際条約や国/都道府県/市町村の規則に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

潤滑油基油

55~65 wt. %

潤滑油添加剤

35~45 wt. %

官報公示整理番号(化審法) : 登録済み

CAS No.	: 混合物のため記載できない
危険有害成分及び含有率	
化管法 (PRTR 法)	: 非該当
労働安全衛生法	: 鉱油※ (政令番号 168) 55~65 wt. %
	※高度精製基油: IP346 法による DMSO 抽出物質が 3 質量%未満の潤滑油基油

4. 応急措置	眼に入った場合	: 清浄な水で最低 15 分間目を洗浄したのち、医師の手当てを受ける。
	皮膚に付着した場合	: 水と石けんで付着した部分を洗う。
	吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移す。 身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
	飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。 口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置	消火方法	: 火元への燃焼源を断つ。 : 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 : 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。 : 周囲の設備などに散水して冷やす。 : 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。 : 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
	消火剤	: 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火剤が有効である。消火に棒状の水を用いてはならない。

6. 漏出時の措置	周囲の着火源を取り除く。	
	大量の場合	: 漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いたのち、出来るだけ空容器に回収する。河川、下水道等へ排出しないように注意する。
	少量の場合	: 土砂、ウエス等に吸着させ容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
	海上の場合	: オイルフェンスで拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合した物でなければならない。
	二次災害の防止策	: 漏洩時は速やかに関係機関に通報する。
	環境に対する注意事項	: 河川・下水道等に排出されないように注意する。

7. 取扱い及び 保管上の注意	取扱い	: 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。 : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 : 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。 : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。 : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気への注意が必要である。 : 危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行うこと。 : 皮膚に触れたり目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。 : 容器は、必ず密閉すること。 : 口で油を吸い上げるような事(サイホン)はしない。 : ミストが発生する場合、呼吸器具などを使用してミストを吸引しない。 : 口に入れたり、飲み込まない。 : 容器の溶接、加熱、穴あけ又は切断をしない。爆発を伴って残留物が発火することがある。
	保管	: 冷暗所で換気の良い場所にて、危険物の表示をして保管する。 : 熱、スパーク、火災並びに静電気蓄積を避ける。 : 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

8. ばく露防止及び保護措置

化合物名	CAS-No.	管理濃度	ACGIH TLVs		日本産業衛生学会 TLV
			TWA	STEL	
鉱油	混合物の為記載できない	規定無し	5mg/m ³ (鉱油ミストとして)	—	3mg/m ³ (鉱油ミストとして)

- 設備対策 : ミストが発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取扱所の近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
- 保護具 呼吸用保護具 : 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
- 保護眼鏡 : 飛沫が飛び込む場合には普通型眼鏡を着用する。
- 保護手袋 : 長期間または繰り返し接触する場合には、耐油性のものを着用する。
- 保護衣 : 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観等 : 黄褐色液体
- 沸点 : 測定データなし
- 蒸気圧 : 測定データなし
- 揮発性 : なし
- 融点 : 測定データなし
- 密度 (15°C) : 0.917g/cm³
- 初溜点 : 測定データなし
- 溶解度 水 : 不溶
- 流動点 : -50.0°C以下
- 引火点 : 154°C (COC)
- 発火点 : 測定データなし
- 爆発限界 : 上限 約7% 下限 約1%

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 安定
- 反応性 : 強酸化剤との接触を避ける。
- 可燃性 : あり
- 発火性 : なし
- 酸化性 : なし
- 自己反応性・爆発性 : なし

11. 有害性情報

- 製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよび GHS 区分より判定した。記載無きものは GHS 分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。
- 急性毒性 (吸入) : 成分および組成より区分 4 と判断した。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 成分および組成より区分に該当しないと判断した。
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 成分および組成より区分 2B と判断した。
- 呼吸器感受性 : 現在のところ有用なデータなし。
- 皮膚感受性 : 現在のところ有用なデータなし。
- 生殖細胞変異原性 : 成分および組成より区分 2 と判断した。
- 発がん性 : 成分および組成より区分に該当しないと判断した。
- << 鉱油 >> : OSHA-IARC-group3 (発がん性について分類できない) 基油についての各種動物への皮膚ばく露試験から得られた知見により発がん性なしと判断されている。
- 生殖毒性 : 成分および組成より区分に該当しないと判断した。
- << 鉱油 >> : ラットによる複数の発育毒性及び生殖毒性試験において、発育毒性及び生殖毒性を示す結果が得られなかったため、生殖毒性なしと判断する。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 成分および組成より区分 2 と判断した。
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 成分および組成より区分 1 と判断した。
- 誤えん有害性 : 40°C動粘度が 20.5mm²/s 以下に該当しないため、区分に該当しないと判断した。

12. 環境影響情報

- 製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよび GHS 区分より判定した。記載無きものは GHS 分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。
- 生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) : 成分および組成より区分3と判断した。
 水生環境有害性 長期(慢性) : 現在のところ有用なデータなし。
 残留性・分解性 : 現在のところ有用なデータなし。
 生体蓄積性 : 現在のところ有用なデータなし。
 土壌中の移動性 : 現在のところ有用なデータなし。
 オゾン層への有害性 : 現在のところ有用なデータなし。

13. 廃棄上の注意
1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 2. 投棄禁止
 3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて下記の物質が環境省で定めた基準以下であることを確認しなければならない。
 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ヒ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアン化合物、PCB。
 4. 焼却する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張人をつけること。
 5. 廃棄時における関係法規
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 - ・ 危険物の規制に関する政令
 - ・ 金属等を含む産業廃棄物に関する判定基準を定める環境省令

14. 輸送上の注意
- | | |
|------|---|
| 注意事項 | : 容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下損傷が起らないように積み込む。
: 荷崩れの防止を確実に行う。
: みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴の取り扱いをしない。
: 天地を逆転しておかないこと。
: 温度差の少ない冷暗状態にて輸送する。 |
| 国連規制 | : 国連番号…該当なし
: 容器分類…
: 指針番号…
: 海上輸送に関しては IMO、航空輸送に関しては ICAO/IATA の規定に従う。 |
| 国内規制 | : 陸上輸送…消防法、安衛法などに定められている運送方法に従う
: 海上輸送…船舶安全法に定められている運送方法に従う
: 航空輸送…航空法に定められている運送方法に従う |

15. 適用法令
- | | |
|------------------|---|
| 労働安全衛生法 | : 危険物(令別表第1)に該当しない
: 法57条 政令18条 第1号 別表9に該当する成分を含有する
・ 表示対象濃度以上…鉱油 |
| 化管法 (PRTR 法) | : 非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | : 非該当 |
| 消防法 | : 危険物 第4類第3石油類(非水溶性) 危険等級Ⅲ 潤滑油 |
| 船舶安全法 | : 非危険物(個別運送及びばら積み運送において) |
| 航空法 | : 非危険物 |
| 水質汚濁防止法 | : 油分排出規制(5mg/L 許容濃度)
ノルマルヘキサン抽出分として検出される |
| 海洋汚染防止法 | : ばら積み貨物でないので製品としては非該当。油分排出規制(原則禁止) |
| 下水道法 | : 鉱油類排出規制(5mg/L) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | : 産業廃棄物規制(拡散、流出の禁止) |

16. その他の情報
- | | |
|-------------|--|
| RoHS 指令有害物質 | : いずれも意図的な含有なし |
| ELV 指令有害物質 | : いずれも意図的な含有なし |
| 引用文献 | : ①原料メーカーSDS
: ②製品評価技術基盤機構ホームページ
: ③法律に関するホームページ |

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として提供されるものです。取扱者はこれを参考とし、自らの責任において個々の取扱いの実態に合わせた処置を講ずることが必要であり、これを理解した上で活用して下さい。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。